

J.フロント リテイリンググループ労働組合連合会 綱領

1. わたしたちは、加盟組合の自主性を尊重し、「自立」と「連帯」を基本とする信頼・協業関係を基本に交流を深め、民主的な活動をおこないます。
1. わたしたちは、生産性向上による企業の健全な発展の実現にむけて取り組み、グループ各社に働く仲間の総合福祉条件の維持・向上を通じて、豊かで潤いある生活の実現をめざします。
1. わたしたちは、加盟組合参加による公正な組織運営に努め、綱領、規約、運動方針を遵守し、自主的な団体として活動をおこないます。
1. わたしたちは、労使相互の立場を尊重し、対等の立場に立った労使協議をおこない、民主的労使関係を確立します。
1. わたしたちは、組織と活動の社会性・公共性を強く認識し、各加盟組合および組合員相互の協力により、豊かな地域社会の実現にむけて貢献していきます。
1. わたしたちは、労働組合本来の機能を失うような政治活動や特定政党・団体に対する支持・決定はおこなわず、主体性を堅持した活動をおこないます。
1. わたしたちは、働く者全体の福祉の向上と社会的地位向上をはかるため、必要に応じ組織としての主体性をもって、基本的理念および目的を同じにする他労組・他団体との交流・連帯をはかります。

J.フロント リテイリンググループ労働組合連合会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この連合会は、J.フロント リテイリンググループ労働組合連合会（以下「グループ労連」という）と称する。
なお、略称名は、JFRグループ労連とし、英語名では Federation of J.FRONT RETAILNG Group Workers Unions とする。

(所在地)

第2条 このグループ労連は、東京都江東区木場2-18-11、大丸松坂屋百貨店労働組合内に事務所を置く。

(組織)

第3条 このグループ労連は、次の労働組合で組織する。

大丸松坂屋百貨店労働組合
博多大丸労働組合
高知大丸労働組合
J.フロント建装労働組合
HMKロジサービス労働組合
大丸興業労働組合

(オブザーバー組織)

第4条 グループ労連の綱領・規約・活動方針などに賛同し、協同活動が可能とされる労働組合組織をオブザーバー組織とすることができる。

2 オブザーバー組織の取扱い基準は、別に定めるオブザーバー組織規定による。

第2章 目的・活動綱領および事業

(目的)

第5条 このグループ労連は、加盟組合の自立と連帯に基づく責任ある行動により、組織の団結と相互扶助をはかり、組合員の総合労働条件の向上をはかることを目的とする。

(綱領)

第6条 第5条の目的達成のための基本的態度として、このグループ労連の綱領を制定する。

(事業)

第7条 このグループ労連は、第5条の目的を達成するために、第6条の綱領に則り、次の事業をおこなう

- (1) 加盟組合の労働条件維持・改善のための研究および実践
- (2) 加盟組合の生産性向上に関する研究および実践
- (3) 加盟組合の活動に関する援助および加盟組合間の連絡・調整
- (4) 組合員ならびに加盟組合への教育・サービス・広報活動
- (5) 組合員とその家族の福祉増進にむけた共済事業
- (6) 社会貢献活動
- (7) 関係団体および目的を同じくする他団体との連携
- (8) その他、目的達成に必要な事業

第3章 機 関

（機関の種類）

第8条 このグループ労連には、次の機関を置く。

- （1）大会
- （2）執行委員会

第1節 大 会

（地位および構成）

第9条 大会は、グループ労連の決議機関であって、全組合員を代表する代議員とグループ労連役員で構成する。

2 大会は、これを定期大会と臨時大会とに区別する。

（開催）

第10条 定期大会は毎年1回開催する。開催時期については原則として10月とする。

2 臨時大会は、次の場合に開催する。

- （1）執行委員会が必要と認めたとき
- （2）総加盟組合数の3分の1以上の加盟組合から理由を付して請求のあったとき

3 大会の招集は、会長がおこなう。

（附議事項）

第11条 大会の附議事項は、次のとおりとする。

- （1）綱領の制定・改廃
- （2）規約の制定・改廃
- （3）活動方針および会計予算
- （4）経過報告および会計決算報告
- （5）執行委員会の総辞職
- （6）グループ労連の合併・解散
- （7）他団体への加盟・脱退
- （8）役員・選挙管理委員の選出
- （9）特別会計の設定・改廃・流用
- （10）臨時会費の徴収
- （11）その他、重要な事項

（代議員の選出および選出基準）

第12条 大会の代議員は、次の選出基準に基づき、定期大会開催のつど各加盟組合が選出する。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| （1）組合員登録人数 100 名以下 | 2 名 |
| （2）組合員登録人数 101 名以上 500 名以下 | 3 名 |
| （3）組合員登録人数 501 名以上 1,000 名以下 | 4 名 |
| （4）組合員登録人数 1,001 名以上 3,000 名以下 | 5 名 |
| （5）組合員登録人数 3,001 名以上 5,000 名以下 | 6 名 |
| （6）組合員登録人数 5,001 名以上 | 7 名 |

2 前項の組合員登録人数は、定期大会の開催される前月1日付の組合員数とする。

3 グループ労連役員は、代議員となることはできない。

4 代議員の一部に欠員が生じた場合は、その加盟組合から速やかに選出し補充する。

（代議員の任期）

第13条 代議員の任期は、定期大会から次の定期大会の前日までとする。

2 欠員の補充で就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(決議権)

第14条 大会の決議権は、すべての代議員が平等にもつ。ただし、自己の進退についての決議権はもたない。

(委任禁止)

第15条 このグループ労連の代議員が大会に出席できない事情があるときも、他の人にその権限を委任することはできない。

(定足数・議決)

第16条 大会は、代議員の過半数の出席で成立し、決議事項については、この規約に特別の定めのあるもののほかは出席代議員の過半数の賛成をもって議決する。可否同数の場合は、議長が決定する。

2 グループ労連役員は、議決権を持たない。

(議長)

第17条 大会の議長は、大会においてそのつど出席代議員の中から選出する。

大会は、議長にかえて議長団を編成することができる。

(記録)

第18条 大会の議事録は、議長が指名するものが作成し、事務局に保存し、加盟組合の請求があるときは、閲覧させなければならない。

(議事運営)

第19条 大会の議事運営は、別に定める議事規定による。

第2節 執行委員会

(地位および構成)

第20条 執行委員会は、このグループ労連の執行・決議機関であって、大会の決定に従って常にグループ労連業務を執行するとともに、執行委員会の権限の範囲内において決議し、執行する。

2 執行委員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長および執行委員で構成する。

(開催・招集および議長)

第21条 執行委員会は、原則として2ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

2 執行委員会は会長が招集し、その議長となる。

(権限)

第22条 執行委員会は、次の権限をもつ。

- (1) 大会の決議事項の執行および緊急事項の先決処理
- (2) 大会に提案する議案の作成
- (3) 規約に付属する諸規定の制定・改廃
- (4) グループ労連および加盟組合を代表し、外部との渉外に関する事項
- (5) グループ労連役員の代行者の指名および辞任の承認
- (6) 加盟団体へ派遣する役員の推薦
- (7) 加盟団体へ派遣する機関構成員の選出
- (8) 顧問および特別執行委員の任命
- (9) グループ労連への新規加盟組合および脱退組合の承認
- (10) オブザーバー組織の加盟および脱退の承認
- (11) 専門委員会の設置と委員の任命、事務局員の任命
- (12) 予備費の支出および予算科目の流用
- (13) その他、必要な事項

(各加盟組合の活動報告義務)

第23条 各加盟組合は2ヶ月に1回、執行委員会に対し文書をもって活動状況を報告しなければならない。

(総辞職)

第 24 条 執行委員会は、大会で出席代議員の直接無記名投票により次の決議をしたときは、総辞職をおこなう。

- (1) 総辞職の申出の承認。
- (2) 不信任案の可決
- (3) 信任案の否決

(定足数)

第 25 条 執行委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第 26 条 執行委員会の議決は、出席構成員の過半数で表決する。可否同数の場合は議長が決める。

(書記長会議)

第 27 条 執行委員会は、執行委員会を円滑に運営させるため、書記長会議を設置する。

2 書記長会議の構成員は、原則としてグループ労連事務局と各加盟組合の書記長とする。

(専門委員会)

第 28 条 執行委員会は、必要に応じて特定の事項を企画・立案および運営させるために専門委員会を設置することができる。

2 第 1 項の専門委員会の構成員は、会長がグループ労連加盟組合の役員の中から、執行委員会の推薦に基づいて委嘱することができる。

第 4 章 役 員

(種類および人数)

第 29 条 このグループ労連には、次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 事務局次長 | 2 名 |
| (5) 執行委員 | 7 名 |
| (6) 監査委員 | 2 名 |

(役員の職務)

第 30 条 グループ労連役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、グループ労連を代表し、グループ労連の執行業務を統括し、その運営に関する一切の責任を負う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、その業務を分担するとともに、会長不在または事故ある場合はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、グループ労連業務を円滑に遂行する責務を負い、グループ労連の業務全般を掌握し、事務局を統括する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、その業務を分担するとともに、事務局長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (5) 執行委員は、グループ労連業務を執行する。
- (6) 監査委員を除く役員のうち 1 名は、会計を主宰する。この任免は執行委員会において決定する。
- (7) 監査委員は、グループ労連の会計および会計業務を監査し、大会に報告する。監査委員は、各種機関の会議に出席し会計に関する意見を述べることができる。
- (8) 監査委員を除く役員は、執行部を構成して執行業務についての連帯責任をもち、大会に責任を負う。

(選出)

第 31 条 役員は大会において、出席役員および代議員の直接無記名投票により、役員および代議員のなかから選出する。

2 役員の選挙は、別に定める選挙規定による。

（任期と補充）

第 32 条 役員の任期は、役員の選挙がおこなわれた定期大会終了の当日から、次の定期大会までとする。ただし、再選は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、執行委員会の議決により、次の大会まで役員の代行者（職務代行者という）を指名する。指名をうけた職務代行者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の職務代行者は、職務代行期間中は当該役員とみなす。

（役員の解任）

第 33 条 役員は、大会において出席代議員の 4 分の 1 以上の賛成をもって提出された役員解任のための決議案が、出席代議員の直接無記名投票により可決されたときは解任される。

（役員の辞任）

第 34 条 役員が任期中に辞任する場合は、グループ労連執行委員会および所属加盟組合の承認を得なければならない。

（兼任禁止）

第 35 条 役員は同一年度内において代議員を兼ねることはできない。

第 5 章 事務局

（設置）

第 36 条 執行委員会は、その業務を遂行するために事務局を設置する。

（業務）

第 37 条 事務局は、次に掲げる業務を遂行する。

- （1）執行業務全般に関する企画・立案と連絡調整
- （2）渉外に関する事項
- （3）加盟組合間の連絡
- （4）書類の整備と保存
- （5）その他、必要な日常業務の運営・遂行

（構成）

第 38 条 事務局は、会長の統轄下に事務局長を主宰責任者とし、事務局次長とで構成し、必要に応じ執行委員会の任命による事務局員を加える。

（事務局長の責任）

第 39 条 事務局長は、事務局の業務について執行委員会に対し一切の責任を負わなければならない。

（書類の整備）

第 40 条 事務局は、次の書類を常時整備保存しておかなければならない。

- （1）規約ならびにその付属諸規定
- （2）会計帳簿
- （3）事務局日誌
- （4）各種機関の会議録および議事録
- （5）その他執行委員会が必要と認めたもの

2 加盟組合は第 1 項の書類を会長の承認を得て閲覧できる。

第 6 章 加盟および脱退

（加盟）

第 41 条 グループ労連に加盟を希望する組織は、所定の「加盟申請書」をもって、会長に申し込むものとする。

2 会長は、加盟の申請をうけたときは、執行委員会の議を経て、すみやかに加盟の可否を決定する。

（資格の取得）

第 42 条 加盟が承認された場合は、加盟決定を決議した執行委員会において定める加盟日から、その資格を取得する。

（脱退）

第 43 条 加盟組合がグループ労連を脱退しようとする場合は、所定の「脱退届」をもって会長に届け出なければならない。

2 会長は、脱退の届出をうけたときは、執行委員会の議を経て、すみやかに脱退の可否を決定する。

（資格の喪失）

第 44 条 執行委員会の議により脱退が決議されたその日から、当該組合は加盟組合としての資格および財産請求権を喪失する。

第 7 章 加盟組合の権利・義務

（権利）

第 45 条 加盟組合は次の権利をもつ。

- （1）規約に定めるグループ労連の会議に出席し、発言し、議決に参加する権利
- （2）規約に定めるグループ労連の役員を選挙し、または選挙される権利
- （3）グループ労連の活動から生じる利益を公平に受ける権利
- （4）会計に対する監査を請求する権利

（義務）

第 46 条 加盟組合は次の義務をもつ。

- （1）グループ労連の綱領・規約・その他諸規定を遵守する義務
- （2）グループ労連の機関決定に従う義務
- （3）グループ労連の諸活動に協力する義務
- （4）規約に定める会費を納入する義務
- （5）グループ労連の諸活動を加盟組合組合員に報告する義務
- （6）加盟組合の活動をグループ労連に報告する義務

第 8 章 財 政

（収入）

第 47 条 このグループ労連の活動経費は、会費、臨時会費、雑収入、寄付金、および前年度繰越金をもってあてる。

（会費）

第 48 条 会費は、加盟組合の組合員一人あたり月額 2 2 0 円と産別組織会費一人あたり相当額をもって構成する。

2 第 1 項にかかわらず、パートタイマー組合員については、一人あたりにつき月額 1 8 0 円と産別組織会費一人あたり相当額を徴収する

3 産別組織会費一人あたり相当額については、執行委員会で決定する。

4 会費の納入は、10 月、12 月、2 月、4 月、6 月、8 月の年 6 回それぞれ 2 ヶ月分を前納するものとし、算出基礎となる組合員数については、毎年 10 月 1 日現在のものとする。ただし、年度内に組合員数について大幅な変更が生じた場合は、算出基礎となる組合員数について変更する場合がある。この変更は執行委員会で決定する。

（臨時会費）

第 49 条 第 48 条に定めるほか、必要が生じたときは、大会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

(財産管理)

第 50 条 このグループ労連の財産管理は、執行委員会がおこなう。

2 財産および収支の状況は、2 ヶ月ごとに2 ヶ月分を監査委員に報告して、その監査を受けなければならない。

(予算・決算の承認)

第 51 条 執行委員会は、すべての財源および使途、主要なる寄付者の氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告および翌年度の予算を、毎会計年度に大会に提出して承認を得なければならない。

(証明書の添付)

第 52 条 第 51 条の会計報告には、グループ労連が委嘱した職業的に資格のある会計監査人が、正確であると証明した文書を添えなければならない。

(基金の設定および流用)

第 53 条 グループ労連は、共済事業その他のために、大会の議を経て特別基金を設定することができる。

2 第 1 項の特設基金を他の目的のために流用しようとするときは、大会の議決を得なければならない。

(能力開発事業基金)

第 54 条 能力開発事業基金は、グループ労連として、そのスケールメリットを活かし、組合員が主体的に能力開発に取り組むことを支援するために、必要な援助や支出を行うことを目的とする。

(財産の処分)

第 55 条 グループ労連の解散・合併をおこなう場合の財産処分については、大会で決定する。

(会計年度)

第 56 条 グループ労連の会計年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月末日に終わる。

(会計規定)

第 57 条 会計処理および会計監査については、別に定める会計規定による。

第 9 章 活動補償

(旅費)

第 58 条 グループ労連は、グループ労連が承認した活動に従事した者および業務のために出張した者に対し、別に定める旅費規定によりその補償をおこなう。

(海外旅費)

第 59 条 海外旅費の取扱いについては、そのつど執行委員会において定める。

第 10 章 災害の補償

(災害の補償)

第 60 条 グループ労連加盟組合の役員・組合員およびグループ労連・各加盟組合の主催行事に参加した者が、グループ労連および各加盟組合の承認した活動遂行のために行動し、災害を受けたときは、その災害に対し補償をおこなう。

第 11 章 解散・合併または他団体への加盟・脱退

(解散または合併)

第 61 条 グループ労連は、構成員の 4 分の 3 以上が出席した大会において、直接無記名投票により、全代議員の 4 分の 3 以上の多数によって表決したときのほかは、グループ労連を解散し、また他団体と合併することはできない。

(他団体への加盟または脱退)

第62条 グループ労連が他の団体に加盟するときは、大会の承認を得なければならない。脱退のときもまた同じとする。

（上部団体への派遣）

第63条 グループ労連は上部団体へ役員および機関構成員を派遣することができる。

（上部団体の機関の構成員）

第64条 グループ労連が上部団体に対しその機関の構成員を選出するときは、執行委員会で決議する。上部団体の役員については、執行委員会から推薦する。

（顧問および特別執行委員の設置）

第65条 グループ労連が上部団体へ役員を派遣する場合は、顧問または特別執行委員とする。なお、この場合の取扱いについては規約第22条(8)に定めるところによる。

（顧問および特別執行委員の設置）

第66条 顧問および特別執行委員は、この組合の執行機関、決議機関、各種委員会など各種会議に随時出席し発言することができる。ただし、議決権を有しない。

（上部団体の活動への参加）

第67条 グループ労連の加盟組合・組合員が上部団体の活動に参加する場合は、執行委員会で決議する。

2 上部団体の活動に参加した加盟組合・組合員は、活動参加にあたりあらかじめ執行委員会の意見をきき行動する義務を負う。また、その結果については速やかに執行委員会に報告しなければならない。

第12章 附 則

（疑義解明の処置）

第68条 本規約に疑義が生じた場合は、大会において解明する。

（綱領の改廃）

第69条 グループ労連の綱領の改廃は、構成員の3分の2以上が出席した大会において、直接無記名投票により、出席代議員の3分の2以上の多数による表決によっておこなう。

（規約の改廃）

第70条 このグループ労連の規約の改廃は、大会において出席代議員の直接無記名投票により、第12条に定める代議員総数の過半数の表決によっておこなう。

（諸規定の改廃）

第71条 本規約第22条に基づき、グループ労連の諸規定の制定・改廃は、執行委員会の議決をもっておこなう。

（定めのない事項）

第72条 このグループ労連規約および諸規定に定めのない事項については、執行委員会で決議する。

（効力）

第73条 この規約は、2023年10月24日より実施する。

J.フロント リテイリンググループ労働組合連合会 オブザーバー組織規定

(根拠)

第1条 この規定は、グループ労連規約第4条により定める。

(目的)

第2条 この規定は、J.フロント リテイリンググループに属しまたは関与する企業の組織が、グループ労連の活動に賛同し、一層の友好関係を深め、組織の強化と充実に寄与することを目的とし、その取扱いを定める。

(参加の形態)

第3条 グループ労連は、グループ労連の目的・綱領・活動方針に賛同し、協同活動が可能とされる組織について、オブザーバー組織として参加させることができる。

(参加承認の原則)

第4条 グループ労連は、オブザーバー組織の参加を承認するにあたって、以下の項目について加盟組合の意向を十分配慮しなければならない。

(1) 参加組織がグループ労連の綱領・規約に賛同し、グループ労連の活動に協力的であること

(2) それらの組織の参加がグループ労連の加盟組合がおこなう組織活動に支障をもたらすものでないこと

(加盟の手続き)

第5条 グループ労連にオブザーバー組織加盟を希望する場合は、所定の書面をもって会長に申し込むものとする。

2 会長はオブザーバー組織加盟の申し込みを受けた時は、執行委員会の議を経てすみやかにオブザーバー組織加盟の可否を決定する。

(資格の取得)

第6条 オブザーバー加盟が承認された場合は、執行委員会で決議された日をもって資格を取得する。

(定義)

第7条 オブザーバー組織とは、規約に定めるグループ労連の会議、グループ労連の諸事業に、傍聴および参加することができる。

(脱退)

第8条 グループ労連のオブザーバー組織を脱退しようとする場合は、所定の書面をもって会長に届けなければならない。

2 会長は脱退の届出を受けた時は、執行委員会の議を経てすみやかに脱退の可否を決定する。

(会費)

第9条 オブザーバー組織の会費については、徴収基準を設けることなく、諸事情を勘案の上、その都度双方の合意に基づき決定するものとする。

(経費の区分)

第10条 オブザーバー組織は、グループ労連の活動への参加にあたっては、原則として実費を負担するものとする。

(情報提供の基準)

第11条 グループ労連の活動に対する情報の提供基準は、双方で協議の上、定める。

(定めのない事項および疑義解明の処置)

第12条 この規定に定めのない事項および疑義解明の処置は、執行委員会で決定する。

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、執行委員会の議決をもっておこなうものとする。

(効力)

第14条 この規定は、2008年10月4日より実施する。

J.フロント リテイリンググループ労働組合連合会 議事規定

第1章 総 則

(根拠)

第1条 この規定は、グループ労連規約第19条により定める。

(規定と運営)

第2条 会議の議事運営については、規約に定める事項のほかはこの規定に定めるところに従っておこなう。その他グループ労連の会議にはこの規則を準用する。この規定に定められていない事項で必要なことはその会議で決める。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開する。

第2章 大 会

(大会準備)

第4条 大会に必要な準備は執行委員会がおこなう。

(招集手続き)

第5条 大会を招集する場合は、会長が開催日時・場所・目的・議案等必要な事項および代議員数を原則として2週間前までに加盟労組に通知する。ただし、緊急に臨時大会を招集する場合は、すみやかにこの手続きを終了する。

(司会)

第6条 司会者は会長が指名し、議長決定までの責任を持つものとする。

(司会者の任務)

第7条 司会者は次の事項をおこなう。

- (1) 定刻に至ったときの開会宣言
- (2) 資格審査
- (3) 出席代議員が定数に達したときの成立宣言
- (4) 大会成立宣言の後の議長の選出
- (5) 祝電、祝辞等の取扱いおよび披露

(大会成立)

第8条 司会者は出席代議員が定足数に達したとき、大会の成立を宣言する。

(議長の選出)

第9条 大会議長は、出席代議員の中から選出し、その職にあたる。

大会は、議長にかえて議長団を編成することができる。

(議長の任務)

第10条 議長は、大会を代表して次の事項をおこなう。

- (1) 会議における議事を採録するため書記の任命
- (2) 議事を円滑に運営するため大会運営委員会の設置
- (3) 発言者の指名
- (4) 討論の打ち切り
- (5) 採決案件の明示および採決
- (6) 大会閉会宣言
- (7) その他規定にもとづいての議事進行

(大会運営委員会)

第 11 条 大会運営委員会は、役員および大会代議員の中より若干名をもって構成し、委員長は委員の互選とする。

(大会運営委員会の任務)

第 12 条 大会運営委員会は次の事項を審議し、その結果を大会に提議する。

- (1) 議事日程に関する事項
- (2) 追加議案および動議の受付
- (3) その他大会進行について必要な事項

第3章 議 事

(議案提出)

第 13 条 大会に議案を提出できるものは執行委員会および加盟組合とする。

(議案提出の手続き)

第 14 条 加盟組合が大会に議案を提出しようとするときは、大会開催日の 5 日前までに提案趣旨その他の必要事項を文書で会長に提出する。

(追加議案および動議の提出)

第 15 条 会議中緊急に追加議案および動議を提出しようとするときは、理由明記のうえ大会運営委員会に提出し、その審議を受けなければならない。

(審議の順序)

第 16 条 審議は次の順序でおこなう。

- (1) 提案者による議案説明
- (2) 質疑応答
- (3) 討論
- (4) 表決

第4章 発 言

(発言の方法)

第 17 条 発言者は、議長の許可を得てから自己の所属組合名と氏名を明らかにしてから発言をおこなう。

(発言の順序)

第 18 条 質問および討論の場合、議題提出者およびそれまでに発言がなかった者は、すでに発言している者より優先して発言できる。

(発言の範囲)

第 19 条 質問および討論は議題をはなれてはならない。また、他の代議員の権限を侵すようなことがあってはならない。

(宣言の効果)

第 20 条 一つの議題に対して表決した後は、何人も宣言に反する発言をすることはできない。ただし、議長の裁定に対する抗告はこの限りではない。

第5章 動 議

(動議の区分)

第 21 条 動議は一般動議と緊急動議に分け、第 14 条によらず、直接議長に提出することができる。

(一般動議)

第 22 条 一般動議とは審議中である提案に対する修正動議をいい、1 人以上の賛成者をもって議題とする。

(緊急動議)

第 23 条 緊急動議とは次のものをいい、議長は討論を用いないで大会にはかりこれを決定する。

- (1) 散会、延会、休憩の動議
- (2) 議事日程変更の動議
- (3) 議長の裁定に対する抗告の動議
- (4) 議事進行に関する動議
- (5) 動議の審議・反対の動議
- (6) 付議または再付議の動議
- (7) 保留・採択の動議
- (8) その他議事進行中発生する緊急やむを得ないもの

2 これらの動議は、上記した順序で優先権をもつ。

(同前)

第 24 条 緊急動議が提出されたとき、議長は次の場合を除きこれを取り上げなければならない。

- (1) 代議員が発言しているとき
- (2) 代議員が投票しているとき
- (3) 議長が採決を宣言したとき

第6章 表 決

(表決の順序)

第 25 条 表決の順序は、原案より最も遠いものから先にする。

(条件の禁止)

第 26 条 表決には条件をつけることはできない。

(表決の種類)

第 27 条 表決の種類はつぎのとおりとする。

- (1) 口頭
- (2) 挙手または起立
- (3) 直接記名投票
- (4) 直接無記名投票

(議長の表決権)

第 28 条 議長は、無記名投票以外は表決に加わることができない。

(再審議)

第 29 条 大会が一度決定した事項は、原則としてその大会において再審議することはできない。ただし、本規定第 15 条による手続きの後、代議員の無記名投票によって3分の2以上の多数の賛成を得たときは、この限りではない。

第7章 秩序および傍聴

(秩序)

第 30 条 他人の発言の妨害や、個人を誹謗する発言をしてはならない。また、規定を無視し、議長の制止または指示に従わないで会議の秩序を著しく乱し、言動が不穏当と認められるときは、議長は退場・発言禁止・陳謝を命ずることができる。

(傍聴の許可)

第31条 会議の傍聴を希望するものは、開催1週間前までに会長に届け出、その許可を得なければならない。

(傍聴者の発言)

第32条 傍聴者の発言は原則として認めない。ただし、大会の承認を得た場合はこの限りではない。

(傍聴者の遵守事項)

第33条 傍聴者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された席を離れて会議場に混入してはならない。
- (2) 議題に対して可・否を表明してはならない。
- (3) 静粛を旨とし、野次など妨害しあるいは会議員を威圧する言動をしてはならない。

第8章 議事録

(記載事項)

第34条 議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 会議の種類・日時・開催場所
- (2) 議長および書記の氏名
- (3) 出席者の氏名
- (4) 報告事項の要点と質疑の概要
- (5) 議案および提案者と決定までの審議の概要
- (6) 表決の方法および可否の数
- (7) 選挙についての過程
- (8) 開会および閉会の時刻
- (9) その他特に必要と認めたこと

(議事録の保管)

第35条 議事録は会議終了後、議長と書記が確認署名し、グループ労連事務局に保管する。

第9章 附 則

(定めのない事項および疑義解明の処置)

第36条 この規定に定めのない事項および疑義解明の処置は、執行委員会において決定する。

(規定の改廃)

第37条 この規定の改廃は、執行委員会の議決をもっておこなうものとする。

(効力)

第38条 この規定は、2020年10月26日より実施する。

J.フロント リテイリンググループ労働組合連合会 役員選挙規定

第1章 総 則

(根拠)

第1条 この規定は、グループ労連規約第31条により定める。

(適用)

第2条 この規定は、グループ労連役員選挙に適用される。

(選挙の手順)

第3条 選挙は次の各号の順序でおこなう。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局長
- (4) 事務局次長
- (5) 執行委員
- (6) 監査委員

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置と構成)

第4条 グループ労連は、役員選挙を公正におこなうために、役員選挙のある大会の都度、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会は、大会代議員の中から選出された若干名で構成する。なお、委員長は委員の互選とする。

3 会長、副会長、事務局長、事務局次長、執行役員および監査委員の立候補者は、選挙管理委員会の構成員となることはできない。

(選挙管理委員会の任務)

第5条 選挙管理委員会は、次の事項をおこなう。

- (1) 選挙の告示
- (2) 候補者の受付および公示
- (3) 投票用紙の作成および配布
- (4) 投票、開票の管理
- (5) 当選の確認と発表
- (6) 有効、無効および違反行為による当落の判定
- (7) その他、選挙に関する必要な事項

(選挙違反の処置)

第6条 選挙管理委員会は、選挙違反を発見したとき、またはその届出があったときは直ちに調査しその処理を決定する。

第3章 立候補

(立候補の届出)

第7条 会長・副会長・事務局長・事務局次長・執行委員および監査委員に立候補する場合は、定められた立候補届にて、選挙管理委員会が指定する方法によって、選挙管理委員会に届け出る。

第4章 選 挙

（投票の方法）

第8条 会長・事務局長の選挙は、それぞれ単記、副会長・事務局次長・執行委員および監査委員の選挙は、それぞれ連記制とし、グループ労連役員および代議員による1人1票の直接無記名投票によっておこなう。

（当選者の決定）

第9条 当選者の決定は、次による。

- （1）立候補者の数が定員と同数の場合は、投票を省略し当選を決定する。
- （2）当選者の決定は、有効投票の最多数を得た候補者から順次当選者とする。ただし、得票数が同じ場合は、決戦投票によって当選の決定をおこなう。
- （3）有効票数の過半数に満たない得票数では当選できない。この場合、会長、事務局長は、得票数の上位2名につき決戦投票をおこなう。副会長・事務局次長・執行委員および監査委員の決戦投票の定数は、選挙管理委員会がそのつど決定する。

第5章 附 則

（定めのない事項および疑義解明の処置）

第10条 この規定に定めのない事項および疑義解明の処置は、執行委員会において決定する。

（規定の改廃）

第11条 この規定の改廃は、執行委員会の議決をもっておこなうものとする。

（効力）

第12条 この規定は、2020年10月26日より実施する。

J.フロント リテイリンググループ労働組合連合会 会計規定

第1章 総 則

(根拠)

第1条 この規定は、グループ労連規約第57条により定める。

2 このグループ労連の会計は、規約に定めるものの他はこの規定に定めるところにしたがって処理する。

第2章 帳簿および伝票

(帳簿)

第2条 事務局に次の帳簿をおく。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 金銭出納簿
- (3) 預金簿
- (4) グループ労連会費徴収簿
- (5) 固定資産台帳

2 第1項の帳簿様式は別に定める。

(勘定科目)

第3条 勘定科目は次のとおりとする。

- (1) 資産勘定
 - 現金、銀行預金（当座預金・普通預金）、貸付信託、特定預金、貸付金、出資金、土地・建物（同付属設備を含む）、備品、建設仮勘定仮払金、未収金
- (2) 負債勘定
 - 借入金、仮受金、未払金
- (3) 正味財産
 - 固定資産等見返正味財産、積立金、次年度繰越金
- (4) 収入勘定
 - グループ労連会費、臨時グループ労連会費、収入利息、寄付収入、雑収入、特別会計繰入金収入
- (5) 支出勘定
 - A. 業務費、備品費、消耗品費、通信費、雑費
 - B. 会議費、大会費、執行委員会費、書記長会議費
 - C. 専門委員会費、選挙管理委員会費、その他会議費
 - D. 事務局費
 - E. 会計監査費
 - F. 事業費、教育研修費、機関紙費
 - G. 特別会計繰入勘定、能力開発事業基金
 - H. 予備費

(能力開発事業基金)

第4条 能力開発事業基金から支出した場合は、執行委員会はその期間についての収支計算書を作成し、会計監査を受けて大会に報告しなくてはならない。

第3章 予算

第1節 予算の編成

(予算)

第5条 グループ労連の収入および支出は、すべて予算に計上しなければならない。

(予算の補正)

第6条 会計年度内に収支の追加を必要とするときは追加予算を、修正の必要ある時は修正予算を編成することができる。

(予算案の作成)

第7条 会計を主宰する役員は、新会計年度の開始にあたり、収入予測を勘案の上、活動計画に基づき、予算案を作成し、執行委員会に提出する。

(予算案の様式)

第8条 予算案は項目に分けて、別に定める様式によって作成し、別にその説明書を添付しなければならない。

(予備費)

第9条 予備費は、予算の不足および予算外に生じた経費の支出に充当する。

第2節 予算の実行

(予算の実行)

第10条 すべての収入および支出は、予算に基づいておこなわなければならない。

(流用の禁止)

第11条 予算の各項目に定められたものは、その目的以外のものに使用することはできない。ただし、執行委員会が認めたときは、同じ項目の中で相互の流用をすることができる。

(予備費の支出)

第12条 予備費は執行委員会の決議にもとづいて支出し、事後すみやかに大会に報告しなければならない。

(伝票)

第13条 収支はすべて収入伝票、支出伝票により、その他は振替伝票によって処理する。

2 第1項の伝票処理にあたっては会計を主宰する役員の承認の捺印がなければならない。

第4章 決算

(決算書類)

第14条 会計を主宰する役員は、会計年度の終わりに決算をおこない、財産目録、貸借対照表および会計報告書などの決算書類を作成し、監査委員の監査をうけてグループ労連規約第52条に定める会計監査人の証明を添えて大会の承認を受けなければならない。

2 財産目録、貸借対照表および会計報告書の様式は別に定める。

第5章 監査

(監査)

第15条 会計を主宰する役員は毎月会計の状況を示す会計報告書を作成して、翌月末日までに監査委員に報告し、2ヶ月ごとにその監査を受けなければならない。

2 第1項の会計報告書の様式は、別に定める。

第6章 書類の保存

(書類の保存)

第16条 帳簿伝票および決算書類は10年間保存しなければならない。

第7章 附 則

(定めのない事項および疑義解明の処置)

第17条 この規定に定めのない事項および疑義解明の処置は、執行委員会で決定する。

(規定の改廃)

第18条 この規定の改廃は、執行委員会の議決をもっておこなうものとする。

(効力)

第19条 この規定は、2023年10月24日より実施する。

J.フロント リテイリンググループ労働組合連合会 旅費規定

(根拠)

第1条 この規定は、グループ労連規約第58条により定める。

(適用)

第2条 グループ労連の役員、職員およびグループ労連が承認した者がグループ労連業務およびグループ労連の承認する上部団体活動の遂行のため国内において出張するときの費用は、本規定により支給する。

2 グループ労連の役員、職員およびグループ労連が承認した者がグループ労連業務およびグループ労連の承認する上部団体活動の遂行のため海外へ出張するときの取扱いについては、そのつど執行委員会において決定する。

(出張する場合の手続き)

第3条 グループ労連の承認する活動のため出張する者は、会長の承認を得て出張先・用件・出発日時・順路および帰着の予定日等を記入し、事務局長に届け出なければならない。

(旅費の区分)

第4条 グループ労連の役員またはグループ労連が承認した者がグループ労連業務およびグループ労連の承認する上部団体活動の遂行のために国内において出張した時の旅費・宿泊費その他費用については、会長の認めた実費を支給する。

(定めのない事項および疑義解明の処置)

第5条 この規定に定めのない事項および疑義解明の処置は、執行委員会で決定する。

(上部団体活動にかかわる財源)

第6条 (欠番)

(規定の改廃)

第7条 この規定の改廃は、執行委員会の決議をもっておこなうものとする。

(効力)

第8条 この規定は、2014年10月17日より実施する。

J.フロント リテイリンググループ労働組合連合会 災害補償規定

(根拠)

第1条 この規定は、グループ労連規約第60条により定める。

(本規定の目的)

第2条 この規定は、グループ労連および各加盟組合の組合活動中の傷害または疾病（以下「傷病」という。）による犠牲者に対する次の各号の補償について定め、以って組合活動の円滑な運営および犠牲者の救援をはかることを目的とする。

- (1) 災害死亡補償
- (2) 後遺障害補償
- (3) 療養補償

(適用範囲)

第3条 本規定は次の各号に定める者に適用する。

- (1) 加盟組合の専従役員、職員
- (2) 加盟組合の非専従役員
- (3) 加盟組合の組合員
- (4) 加盟組合またはグループ労連が主催した行事に参加した者（組合員以外）

加盟組合とは、大丸松坂屋百貨店労働組合、博多大丸労働組合、下関大丸百貨店労働組合、高知大丸労働組合、鳥取大丸労働組合、J.フロント建装労働組合、J.P.ロジサービス労働組合、大丸興業労働組合、J.フロントフーズの9組合とする。

(用語の定義)

第4条 本規定において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとする。

- (1) 「傷害」とは急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいう。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含むものとする。
- (2) 「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心臓疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、日射病、熱中症（熱射病）、低体温症、脱水症をいう。
- (3) 「組合活動中」とは、組合の機関（大会、委員会、執行委員会等をいう。以下同様とする。）の決定にもとづく指令、指示、通達による組合業務に従事中および組合の機関の決定にもとづき組合が主催または共催する行事に参加中の状態をいう。

組合業務に従事するためまたは組合行事に参加するための、往復途上および旅行行程中は組合活動中とする。（組合活動は国内外を問わない。）

(災害死亡補償)

第5条 グループ労連は、組合活動中に傷病を被った者が、その傷病により、傷病発生日から180日以内に死亡した場合には、災害死亡補償金を法定相続人に支給する。支給金額は、執行委員会が別途定める「支給細則」による。

(後遺障害補償)

第6条 グループ労連は、組合活動中に傷病を被った者が、その傷病により、傷病発生日から180日以内に後遺障害を残した場合には、後遺障害補償金を本人に支給する。支給金額は、執行委員会が別途定める「支給細則」による。

なお、傷病の発生日から180日をこえてなお治療を要する状態にあるときは、傷病の発生日から181日目における医師の診断にもとづき、後遺障害の程度を認定する。

(後遺障害等級基準および認定)

第7条 後遺障害の等級基準および認定については、以下各号のとおりとする。

- (1) 第5条の補償をおこなう場合で後遺障害の原因が傷害事故のときには、後遺障害の等級は労災法施行規則別表1「障害等級表」の基準による。
- (2) 第5条の補償をおこなう場合で後遺障害の原因が疾病のときには、後遺障害の等級は厚生年金法施行令第3条の八および第3条の九の基準による。後遺障害補償の対象となるのは、障害厚生年金（1級から3級）が

認定された場合に限る。

（後遺障害と災害死亡の関係）

第 8 条 グループ労連が、後遺障害補償をおこなった後、補償を受けた者が後遺障害の原因となった傷病の結果として傷病発生の日から 180 日以内に死亡した場合には、災害死亡補償の額から既に支払った後遺障害の額を控除した額を補償する。

（災害死亡補償および後遺障害補償をおこなった場合の取扱い）

第 9 条 グループ労連が、第 4 条ないし第 5 条にもとづく補償をおこなった場合には、組合は支払った補償の価額を限度として、本人が組合に対して有する損害賠償の責を免れる。

（療養費用補償－入院見舞金）

第 10 条 グループ労連は、組合活動中に傷病を被った者が、その治療のために入院した場合には、入院見舞金を本人に支給する。ただし、入院補償の支払日数は、730 日を限度とし、かつ、傷病の発生日から 730 日を経過した後の入院に対しては入院見舞金を支給しない。

支給金額は、執行委員会が別途定める「支給細則」による。

（手術給付金）

第 11 条 前条の場合において、傷害を被った日または疾病を発生した日から 180 日以内に、治療を直接の目的として別表に掲げる手術を受けたときは、入院見舞金の日額に手術の種類に応じて別表に掲げる倍率（2 以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率）を乗じた額を、1 回に限り手術給付金として支給する。

（療養費用補償－通院見舞金）

第 12 条 グループ労連は、組合活動中に傷病を被った者が、その治療のために通院した場合には、通院見舞金を本人に支給する。ただし、通院見舞金の支払日数は 90 日を限度とし、かつ、傷病発生日から 180 日を経過した後の通院に対しては通院見舞金を支給しない。

支給金額は、執行委員会が別途定める「支給細則」による。

（補償をおこなわない場合）

第 13 条 グループ労連は、第 4 条、第 5 条、第 9 条ないし第 11 条の規定にかかわらず、次の各号に該当する事由により生じた場合には補償をおこなわない。

- （1）本人の犯罪行為。
- （2）本人の故意または重大な過失、自殺または闘争行為。
- （3）頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの。
- （4）本規定発効日の直前 12 ヶ月以内に、医師の治療を受けまたは治療のために医師の処方にもとづく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病による身体障害。ただし、本規定発効日から 36 ヶ月を経過したとき以降に発生した疾病については、この限りでない。なお、本規定発効日において組合に未加入の者については、「本規定発効日」を「組合に加入した日」（行事開催日）と読み替えて適用する。

（補償金額）

第 14 条 第 4 条、第 5 条、第 9 条ないし第 11 条の補償金額は、別途「支給細則」により執行委員会が定める。ただし、補償内容、補償金額が前年度を下回る場合には、事前に定期大会に諮り承認を得なければならない。

（運用）

第 15 条 この規定の運用は、執行委員会の議を経ておこなう。

この規定による扶助をおこなった場合、執行委員会はその経過および結果を、次の大会にて報告しなければならない。

（定めのない事項および疑義解明の処置）

第 16 条 この規定に定めのない事項および疑義解明の処置は、執行委員会で決定する。

（規定の改廃）

第 17 条 この規定の改廃は、執行委員会の決議をもっておこなうものとする。

（効力）

第 18 条 この規定は、2015 年 10 月 16 日より実施する。

《別表》

対象となる手術（注）	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く） （1）植皮術（2.5cm未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む）	2.0
2. 筋、腱、腱鞘の手術 （1）筋、腱、腱鞘の観血手術	1.0
3. 四肢関節、靱帯の手術（抜釘術を除く） （1）四肢関節観血手術、靱帯観血手術	1.0
4. 四肢骨の手術（抜釘術を除く） （1）四肢骨観血手術	1.0
（2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む）	2.0
5. 四肢切断、離断、再接合の手術 （1）手指、足指を含む四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	2.0
（2）手指、足指を含む切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	2.0
6. 手足の手術 （1）指移植手術	4.0
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術	1.0
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含む） （1）脊柱・骨盤観血手術	2.0
9. 頭蓋、脳の手術 （1）頭蓋骨観血手術（鼻骨、鼻中隔を除く）	2.0
（2）頭蓋内観血手術（穿頭術を含む）	4.0
10. 脊髄、神経の手術 （1）神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術）	2.0
（2）脊髄硬膜内外観血手術	4.0
11. 涙嚢、涙管の手術 （1）涙嚢摘出術	1.0
（2）涙嚢鼻腔吻合術	1.0
（3）涙小管形成術	1.0
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術 （1）眼瞼下垂症手術	1.0
（2）結膜嚢形成術	1.0
（3）眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	2.0
（4）眼窩骨折観血手術	2.0
（5）眼窩内異物除去術	1.0
13. 眼球・眼筋の手術 （1）眼球内異物摘出術	2.0
（2）レーザー・冷凍凝固による眼球手術	1.0
（3）眼球摘出術	4.0
（4）眼球摘除及び組織又は義眼台充填術	4.0
（5）眼筋移植術	2.0

14. 角膜・強膜の手術	
(1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術	10
(3) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除は13. (2) に該当する）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜剥離症手術	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・硝子体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 観血の鼓膜・鼓室形成術	20
(2) 乳突洞解放術、乳突切開術	10
(3) 中耳根本手術	20
(4) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術	
(1) 鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く）	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものは除く）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術、食道手術、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう）	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血の血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの	40

26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く）	40
(2) 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く）	20
(3) 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術、経膈操作を除く）	20
(7) 膣腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膣術	20
(9) 膣壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術	40
(3) 上記以外の開腹術	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査、処置は除く）	10

（注）上記の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいう。

J.フロント リテイリンググループ労働組合連合会 災害補償規定 ― 支給細則 ―

1. 災害補償規定に定める「災害死亡補償金」（第5条）、「後遺障害補償金」（第6条）、「入院見舞金」（第10条）、「通院見舞金」（第12条）の補償金額につき、以下の通り定める。

支給の事由		傷 害	疾 病
災害死亡補償金（一時金）		1000万円	1000万円
後遺障害補償金（一時金）	1級－3級	1000万円	1000万円
	4級－6級	700万円	700万円
	7級－9級	350万円	350万円
	10級－12級	100万円	100万円
	13級－14級	40万円	40万円
入院見舞金（日額）		6,000円	6,000円
通院見舞金（日額）		4,000円	4,000円

2. グループ労連は、本規定の運用に資するためにエース損害保険株式会社と団体総合補償制度費用保険を締結し、各補償金の原資に充てるものとする。

3. この支給細則は2008年10月4日より実施する。